

答 申 第 5 5 号
平成30年3月28日

川西市長 大 塩 民 生 様

川西市個人情報保護審議会
会 長 井 上 典 之

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成30年2月16日付諮問第55号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

川西市個人情報保護条例第10条第1項第4号及び同条第2項の規定に基づき、審議会の意見を聴くことについての諮問

[内 容]

保育料決定に係る市県民税課税事務における個人情報の目的外利用について

[別紙]
目的外利用・提供について

番号	事務の内容	目的外利用の目的	利用・提供する 個人情報の内容	利用・提供先	所管課	本人通知 の有無	提供先に 対する措置	審議会の意見
73	市県民税 課税事務	<p>子ども・子育て支援法第27条第3項に規定する、保育所等に在籍する児童の保護者の所得の状況等を勘案して市が定める額（以下「保育料」）の決定を行うため、市民税課が保有する市民税所得割額等の情報（以下「税情報」）を、こども育成課が保有する子ども・子育て支援システム内で参照できるよう、情報提供を行う。</p> <p>現在は、同意を得た対象者について、こども育成課から市民税課へ、税情報の提供依頼を行い、決まった時期にデータ提供をしているが、データの提供後に更正等により税情報が変わることがあり、変更後の税情報は提供できていない。</p> <p>保育料について、税情報の変更を反映した、適切な算定を行うため、税情報を子ども・子育て支援システムと連携し、利用しようとするものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名番号 ・資料区分 ・非課税判定区分 ・市民税所得割額 ・市民税均等割額 ・税額控除額 <ul style="list-style-type: none"> 人的控除 住宅ローン控除 寄付金控除 配当割額・株式譲渡 所得割額控除 <ul style="list-style-type: none"> 外国税額控除 ・控除対象配偶者の有無 ・障害者区分該当の有無 ・寡婦（夫）区分該当の有無 ・障害者控除該当人数 ・扶養控除該当 <p>税情報の利用方法 市県民税課税事務に係る税情報データベースに対し、対象となる個人を指定して、税情報を子ども・子育て支援システムに取り込む</p>	こども未来部 こども家庭室 こども育成課	総務部 税務室 市民税課	<p>通知しない</p> <p>（理由） 対象者が多数であり、個別に通知することが現実的でないため。</p>	<p>利用に当たっては、以下の条件を付する。</p> <p>（１）子ども・子育て支援システムについて、操作者を制限し、担当以外の職員が個人情報の閲覧等できないようにすること。</p> <p>（２）利用する個人情報を保育料の決定に係る目的以外に利用・提供しないこと。</p> <p>（３）利用する個人情報は、漏えい等のないように厳重に管理すること。</p> <p>（４）不要になった個人情報は、適宜削除すること。</p>	<p>適当なものと認める。</p>